

伊賀市市民活動支援センター 設置に関する報告書

平成16年12月

伊賀市市民活動支援センター検討委員会

はじめに

伊賀市では市民が主体となった住民自治の確立が最重要課題となっており、伊賀市まちづくりプラン（新市建設計画）では、市民が主体となって自ら行う住民自治活動やN P O活動、ボランティア活動等の市民活動（以下、本報告書では「市民活動」という）を支援するため、市民活動支援センター（仮称）による支援体制の整備が盛り込まれています。

伊賀地区市町村合併協議会及び伊賀市では、住民自治を早期に実現させ、市民活動をより一層推進していくため、市民活動支援センター（仮称）を設置する必要性が指摘され、これを受け、市民活動団体や公募市民、有識者等で構成する伊賀市市民活動支援センター検討委員会を設置し、検討を進めてきました。

検討委員会では、伊賀市まちづくりプラン（新市建設計画）の内容を基に、他地域の支援センターの状況を把握するとともに、伊賀市において市民活動が活発化するためには何が必要なのか、伊賀市市民活動支援センター（仮称）（以下「伊賀市市民活動支援センター」という）はどのような役割が必要なのかを検討しました。

今回の検討では、検討期間が短かったこと、伊賀市の市民にとってあるべき市民活動の促進には何が必要なのか意見集約の機会が充分でなかったこと、関係団体との連携の方向が明確になっていないこと、設置場所などの重要なポイントが明らかでなかったことなどの限界がありました。その中で中間報告を公開し、パブリックコメントの募集や説明会での意見の集約を行い最終報告としました。

市民が主体となった住民自治を確立するためには、伊賀市市民活動支援センターの設置が早急に求められると同時に、そこで市民の立場に立った意義ある活動が展開されることが極めて重要だと思います。パブリックコメントにおきましても、市民からの意見として、早期の設置要望が数多くありました。検討委員会一同、充分な体制を整備されたセンターが確実に実現されることを、心より望んでいます。

1. 1. 時代背景

（1）市民生活や価値観の多様化、自己実現、社会貢献への希求

- ・ 心の豊かさ志向や自由時間の増大など社会の成熟化を背景に、人びとの価値観は多様化し、日常生活における個性的で創造的な生き方を求めて、自己の想いを実現したいとする人びとが増加しています。
- ・ 私的な利益の追求ではなく、社会貢献を目的とする個人や団体の多様な活動が広がり、社会の中で果たす役割が、益々大きくなっています。

（2）地方分権の進展

- ・ 伊賀市では、合併を契機として、市民や地域が主体となったまちづくりを求め、『補完性の原則』に基づき、自らの地域は自らが治めるという住民自治の確立を目指しています。
- ・ これまでの行政主導の画一的・一律的なまちづくりから、地域の個性や魅力を最大限に生かし、それぞれの地域が自主的・主体的に創意工夫をし、自らの判断と責任のもと、まちづくりへ取り組んでいくことが求められています。
- ・ 市民自身による地域課題の解決に向けて、市民一人ひとりが、身近なことに関心を持ち、主体的にまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

住民自治

「自治」…(住民が行政によって)自ら治まる (住民が自分たちの地域を)自ら治める。
共同体意識の形成が可能な範囲において、住民が自ら考えて決定・実行し、責任を持って地域で住む幸せや誇り、生きがいが感じられるまちづくりを行う。
一定の地域範囲において、住民が総参加する総合的な市民活動とも言える。

・・補完性の原則・・

「家族や地域などの小さな単位で可能なことは自主的にそこで行い、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市町村や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方。

個人 家族 地域 市 県 国 世界

(出 展：伊賀市まちづくりプラン（新市建設計画）
第4章 新市の施策 1. 分権・自治の確立)

（3）行政による公共活動の限界と協働

- ・ 経済の低成長、社会の成熟の時代を迎えるとともに、少子・高齢化や情報化、国際化の進展など急速に社会・経済環境が変化する中で、行政や企業を中心とする既存の社会システムだけでは、これらの課題のすべてに対応していくことが難しくなってきています。また従来のように公共分野を行政のみが担い続けることは、もはや限界があり、様々な主体により公共分野を協働しながら担っていく必要があります。
- ・ 市民や市民活動を行う団体が、社会や地域に対して自発的に関わっていこうとする動きがあり、その活動が徐々に活発化してきています。

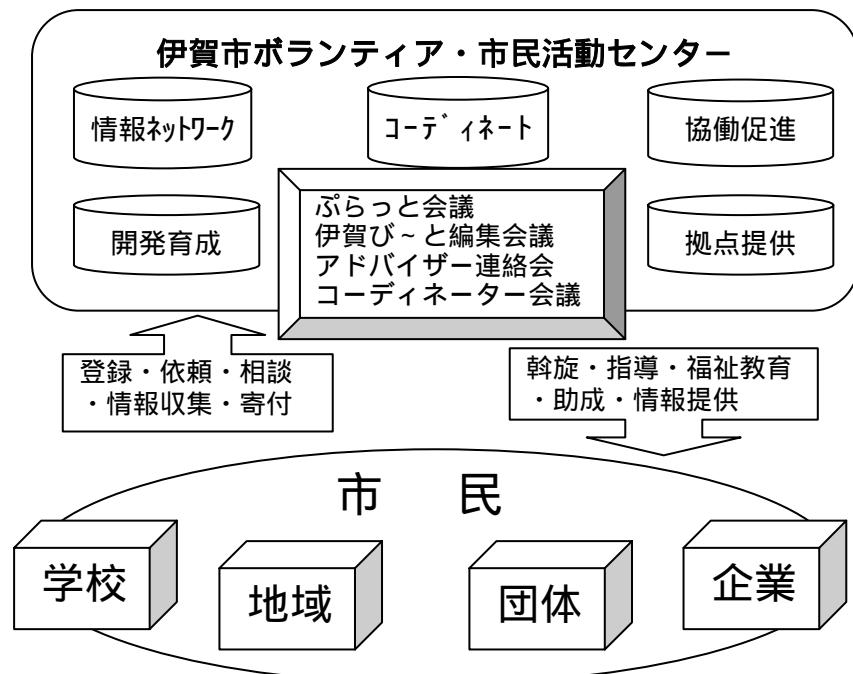
（4）地域社会が抱える課題への対応

- 急速な社会・経済環境の変化の中で、地域社会が抱える課題は増大しつつ多様化、複雑化してきており、こうした課題に行政とともに市民や地域が自ら対応していく必要があります。
- 行政、地域、企業、市民等の間において、様々な交流・連携を行い、相互に助け合い、支え合うことによって、共生していくことが必要となっています。

（5）伊賀市における市民活動の状況と課題

- ・ 伊賀市では、非常に多くの市民活動団体が存在することや個人が各々の活動をしていること、民間の中間支援団体が既に活躍していること、また社会福祉協議会では、ボランティア・市民活動センターとして市民活動への総合的支援活動を進めていることなどが特徴としてあります。

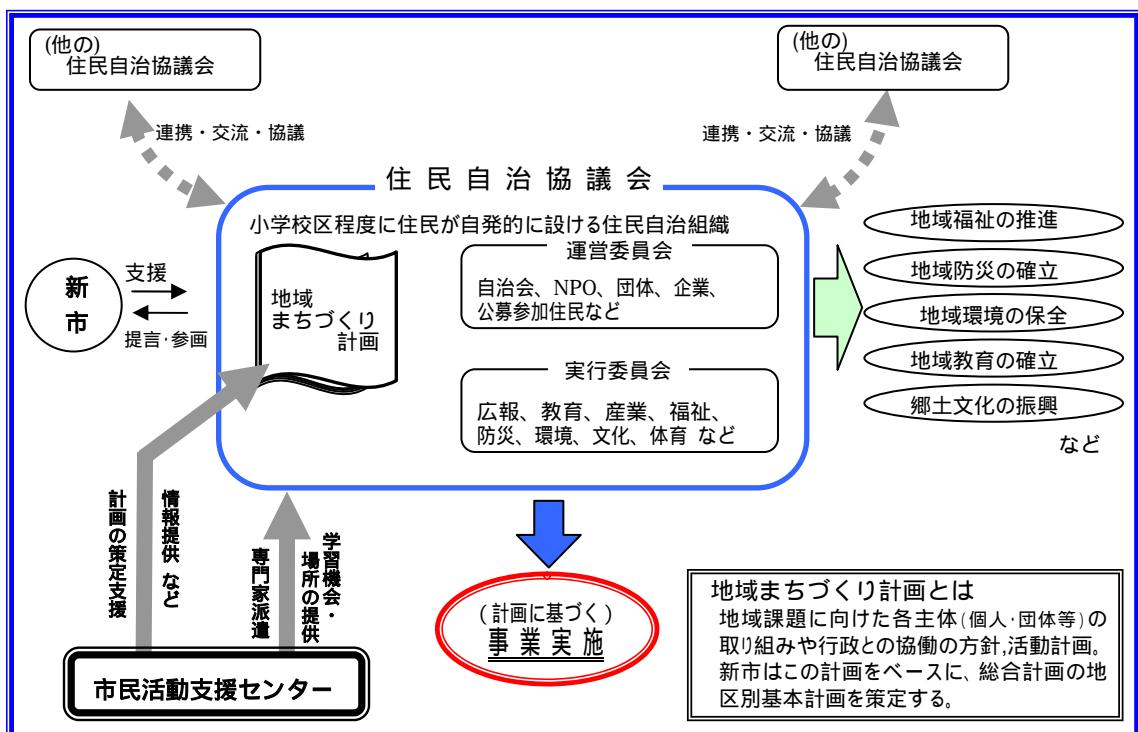
【社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターの機能】



(出 展: 伊賀しあわせまちづくり講座 あいしあおう委員会
手をつなごうボランティア・市民活動小委員会 資料)

- ・市民活動においては、活動の持続性や広がりなどの面で課題も多く、情報発信や活動・運営資金、人材育成等の支援とともに、コミュニティ・ビジネスなどの新しい観点から市民活動をさらに推進することが求められています。
- ・伊賀市では、身近に地域の課題を話し合い解決できる場として市民自ら設置する「住民自治協議会」に対し、必要に応じて設置・運営の支援をすることとされています。

住民自治協議会のイメージ



(出典: 伊賀市まちづくりプラン(新市建設計画)
第4章 新市の施策 1. 分権・自治の確立)

2. 市民活動の支援

市民活動への支援の目的は、市民によるあらゆる分野での多様な公益的かつ非営利の自発的活動を支援することにより、より良い地域社会を築くことにあります。従って、このような市民活動を支援する主体は、伊賀市と市民、双方といえます。

支援の内容については、市民活動の支援のほか、これらの活動の継続を可能にするコミュニティ・ビジネスについても、公益性という観点から支援することが必要となります。

市民活動自体は、市民の自主性、主体性により行われる自立した活動であるため、その活動の阻害要因とならないよう配慮が必要です。また地域社会の多様な課題などに対応した従来にない新たな試みを様々な形で展開する必要性から、市民活動の特徴である多様性、先駆性を尊重した支援を行ふことが必要となります。

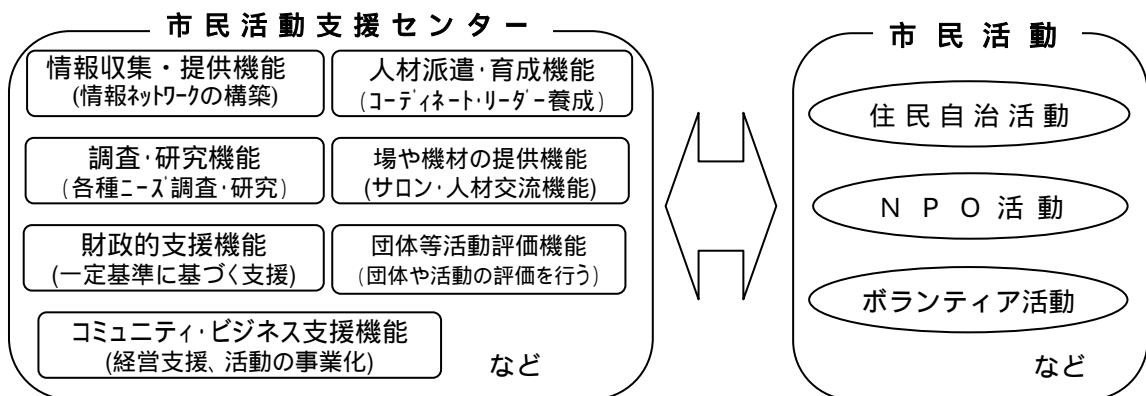
支援に際しては、公平・公正を旨とし、支援に関する情報の提供、支援対象の選考基準の明確化、選考過程の公開など透明性を確保していくことが必要です。

3. 伊賀市市民活動支援センターの設置

伊賀市が設置を予定している伊賀市市民活動支援センターについては、住民自治協議会の設立に向けた取り組みが既にあることや、既存のNPOが多くの課題を抱えていること、社会福祉協議会において総合的な市民活動支援の動きが起こっていることなどから、既存の組織やそれらの機能を十分に活かしたセンターを早期（平成17年4月）に設置する必要があります。

また市民活動は、行政の境界を越えた活動も存在することから、名張市をはじめ近隣市町村や他の団体と連携・協力していくことが重要です。

伊賀市市民活動支援センターのイメージ



4. 伊賀市市民活動支援センターの機能

伊賀市市民活動支援センターは、様々な情報を基に個人や団体、場所、資源等をコーディネートするなど、次に掲げる機能を通じ、市民活動を促進する中間支援を行うこととします。

（1）伊賀市市民活動支援センターの従来型機能

他地域の市民活動支援センターなどが持つ下記の機能については、既存組織などと連携・協力することにより、より充実した機能となるため、その連携・協力体制を構築したうえで、社会変化や利用者のニーズに対応して、柔軟に必要な機能の整備・充実を順次図っていくものとします。

1) 情報収集・提供機能

市民活動団体や行政等との情報ネットワークの構築
データベースの作成とその活用
定期的な情報更新のしくみづくり
市民活動等に関する行政情報の収集と提供（行政内部における横断的窓口が必要）
情報提供（ホームページの開設、情報誌の発行、マーリングリストの構築）など

2) 総合的窓口機能

情報による人や場所、活動、団体、支援策等のコーディネート
課題解決に向けたネットワークの構築（事例別データ整理など）
市民活動と行政、企業、研究機関等とのコーディネート
市民活動相談への対応など

3) 災害時情報ネットワーク機能

災害時の情報ネットワークの構築（住民自治協議会や自主防災組織と救援活動組織）
災害時の窓口機能など

4) 人材育成機能と人材派遣機能

ニーズに対応した各種講座の企画及び各種講座開催実施主体との検討会の実施
人材育成講座等の修了生のネットワークや登録
既存の人材バンクや人材リストの情報収集とその活用（人材リストの作成）
人材登録している団体等とのネットワークの構築と紹介のしくみづくりなど

5) 調査・研究・提案機能

各種ニーズ調査・研究・提案（市民や市民活動団体等）
新しい公の考え方と協働の仕組みづくりの調査・研究・提案
市民活動促進に必要な調査・研究・提案
市民活動団体等の定期的な状況調査
伊賀市市民活動支援センターの利用状況調査
各種政策提言機能など

6) 場や機材の提供機能

サロン機能（誰もが使用できる開放されたオープンスペース）
事務局支援（電話、住所等の私書箱機能）
会議室、相談室、印刷製本室、貸し事務室等の活動の場の提供（情報の提供）
ＩＴコーナーの設置、専門図書等の充実した配置
コピー機や輪転機、紙折機、FAX、パソコン、プリンタなど機材の設置・配備
展示スペース、図書・情報掲示スペース、各種チラシ預かりスペース、貸しロッカー設置
情報を収集・提供するための情報基盤整備
事務局職員スペース（事務所の設置）など

（2）伊賀市市民活動支援センターの特徴的機能

検討委員会では、伊賀市市民活動支援センターの特徴的な機能として、別に次の4点を掲げます。

1) コミュニティ・ビジネス支援機能（市民活動の自立化支援）

日常生活や地域に密着したサービスなどをコミュニティ・ビジネスの起業機会と捉え、地域の問題解決の一方策としてその起業や運営等について支援を行います。

市民活動の事業化支援（コミュニティ・ビジネス立ち上げ支援など）
経営のコンサルティング支援
経営マネージメント支援
コミュニティ・ビジネス起業講座など

2) 財政支援機能

市民活動を支える仕組みとして、市民や企業・団体等からの資金募集や行政の財源を含めた新たな財政支援の仕組みとして、市民活動支援ファンドの創設・運営を行います。

市民活動支援ファンドの検討
合併特例債ソフト分（地域振興基金）の活用の検討
人材育成への資金支援
公益活動委託制度の検討
既存補助金（団体補助、事業補助等）の見直しなど

* 1) 2) については、そのしくみや財源、運営等を検討するため、専門家や学識経験者、市民活動団体、行政等で構成する検討委員会等を設置し、伊賀市市民活動支援センターの設置までに一定の指向性を出す必要があります。

3) 団体等活動評価機能

市民活動団体等の活動の活性化や市民活動支援の公平性の確保を図るため、団体や活動の評価を行います。

財政支援団体の評価

コミュニティ・ビジネスの団体評価

事業成果や協働の評価

団体自らによる活動評価（自己チェック様式の作成）

各種支援施策の評価

住民自治協議会に対する民主性・開放性・透明性等の評価

など

4) 住民自治活動への支援機能

住民自治活動を地域エリア限定の総合的な市民活動と捉え、公益的活動や自主自立に向けた活動に対して支援を行います。

地域まちづくり計画策定支援（専門家の派遣、行政情報・統計情報の提供 など）

住民自治活動情報の提供

運営規約策定支援

住民自治協議会の人材育成支援（組織マネージメントや意思決定のしくみづくり等の研修）

事業実施における市民活動団体や企業、行政等とのコーディネート支援

住民自治協議会自らによる活動評価支援（自己チェック様式の作成）

など

5. 伊賀市市民活動支援センターの施設

伊賀市市民活動支援センターについては、市民活動支援の核として伊賀市に1箇所設置し、各支所に情報収集・提供機能や場の情報提供機能(窓口)を設け、伊賀市全体を広くカバーしていくことが必要となります。

また行政は、伊賀市のあらゆるところに点在する行政施設(支所、社会教育施設、保健福祉施設等)などを積極的に市民活動などに幅広く活用できるようにするとともに、今後、設立されてくる各住民自治協議会の活動拠点となる自治センターについても他の市民活動などに開放し、身近な地域における活動の場の提供を行うことが望れます。

これらの施設については、だれもが気軽に使用できることを基本にバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を行う必要があります。

(1) 施設設置

伊賀市市民活動支援センターの設置場所としては、既存施設の活用を基本とし、社会福祉協議会や民間中間支援団体など既存組織の機能と連携・協力していくことが必要不可欠となるため、これらを考慮したうえ、下記の検討事項により施設設置候補を検討します。

設置場所選定のための検討事項

- 既存施設の活用を基本とすること
(行政施設等の設置状況や利用状況、管理状況についての調査)
- 市民が分かりやすく、より使いやすい設置
(名称やバリアフリー、ユニバーサルデザイン、駐車場等)
- 既存組織の機能との連携のための調査・調整
- 行政内外との施設管理・運営上の調査・調整
- 将来の民間運営を視野に入れた設置場所の選定
- 施設改修等に係る費用など

(2) 設備内容

サロンや会議室、相談室、印刷製本室、貸し事務室等の活動スペース
ＩＴコーナーの設置、専門図書等の充実した配置
コピー機や輪転機、紙折機、FAX、パソコン、プリンタなど機材の設置・配備
展示スペース、図書・情報掲示スペース、各種チラシ預かりスペース、貸しロッカー等
事務局職員スペース(事務所の設置)
情報を収集・提供するための情報基盤整備など

6. 伊賀市市民活動支援センターの運営方法

(1) 運営

伊賀市まちづくりプラン（新市建設計画）では、公設民営の市民活動支援センター（仮称）を設置することとなっていますが、当面は民間での運営のあり方について時間をかけて検討する必要があります。このため、合併当初は公設公営で伊賀市市民活動支援センターを設置し、はじめの1年程度で既存組織との連携・協力体制の構築やネットワークづくりを行うとともに、各種ニーズ調査等の基礎的調査を行うなど、伊賀市市民活動支援センターとしての枠組みをある程度構築したうえで、しっかりとした公設民営に移行していくことが現実的です。

従って、当初の伊賀市市民活動支援センター設置時の運営主体を行政としたうえで、市民活動団体の関係者が伊賀市市民活動支援センターの企画・運営に参加していくことが必要となります。その場合、中立性・客観性のある伊賀市市民活動支援センター運営委員会を組織することが望ましいと考えます。

(2) センター事務職員

設置時の職員	行政職員（行政職員内の公募が望ましい） 臨時職員 非常勤民間アドバイザー（他の中間支援団体や市民活動団体の関係者）	など
運営委員会	学識経験者 公募市民 市民活動団体 行政（伊賀市） その他関係機関（企業、各種団体、行政機関等）	など

(3) 運営組織の役割

センター事務局	市民活動支援の体制整備とそのしくみの構築（情報の流れを構築する。） 既存組織との連携・協力体制の構築 情報ネットワークの構築、情報の収集・整理・提供 市民、市民活動、住民自治活動のニーズ把握をした事業計画の企画・実施 財政支援やコミュニティ・ビジネス支援、団体等活動評価機能等の構築・運営	など
運営委員会	利用者のニーズに対応した中立性・客観性を持った協議機関として、伊賀市市民活動支援センターの運営に関する合意形成を行う。	
運営経費の負担	伊賀市	
財 源	行政改革による経費捻出 合併特例債ソフト分（地域振興基金）の活用 企業・市民からの寄付 既存補助金の見直しによる再配分	など
行政体制整備	行政内部の市民活動支援体制の確立や行政職員の意識改革が重要となることから、庁内で市民活動や協働を推進する体制整備を構築することが必要です。 (市民活動推進室などの設置が必要)	

(4) その他

開館日及び開館時間 利用者のニーズに基づいた、開館日及び開館時間の設定を行うとともに、柔軟な対応ができる運営体制の整備が必要です。

伊賀市市民活動支援センター検討委員会検討経過

伊賀地区市町村合併協議会及び伊賀市では、住民自治を早期に実現させ、市民活動をより一層推進していくため、市民活動支援センター(仮称)を設置する必要性が指摘され、これを受けて、市民活動団体や公募住民、有識者等で構成する伊賀市市民活動支援センター検討委員会を設置し、検討を進めてきました。検討経過は下記のとおりです。

《委員名簿》

《構 成》検討委員 15 名

(公募委員 6 名・有識者 2 名・市民活動団体及び市民活動に携わっている者 7 名)

識見を有する者	委員長	松井 真理子	四日市大学 総合政策学部助教授
	副委員長	岩崎 恭典	四日市大学 総合政策学部教授
市民活動団体及び市民活動に携わっている者 (アドバイザー)		阿部 圭宏	(特活)市民がささえる市民活動ネットワーク 滋賀代表 市民活動・NPOコーディネーター
		中盛 汀	ウィリアム・テルズ・アップル W.T.Aまちづくりセンター 代表
		田中 愛一郎	伊賀びとのおもい実現委員会委員長 新市将来構想策定委員・産業交流作業部会座長
		辻村 勝則	2004伊賀びと委員会 会長
		乾 光哉	伊賀市社会福祉協議会 ボランティアコーディネーター
		竹田 久夫	伊賀県民局生活環境森林部生活労働グループ ボランティア・NPO担当
		橋本 裕徳	名張市生活環境部市民活動推進室 室長
公募者		澤野 としみ	公 募
		館 忠藏	公 募
		孫 美知	公 募
		中出 正則	公 募
		立田 彰子	公 募
		森下 栄一	公 募

《検討経過》

回数	日時・場所	検討項目
第1回	7月 2日(金) 14:00~ 上野市交流研修センター	委員会について、今後の進め方 など
第2回	7月 30日(金) 14:00~ ゆめぽりすセンター	支援センターの機能について など
第3回	8月 12日(木) 14:00~ ゆめぽりすセンター	支援センターの機能・施設について など
第4回	9月 8日(水) 14:00~ ゆめぽりすセンター	支援センターの機能・運営について など
第5回	10月 1日(金) 14:00~ ゆめぽりすセンター	中間報告(素案)について など
第6回	10月 22日(金) 14:00~ 県上野庁舎	中間報告取りまとめ、今後の予定 など
パブリックコメント募集	11月 15日(月) ~12月 6日(月)	伊賀市ホームページ・市 広報・ケーブルテレビ等
説明会	11月 30日(火)	19:00~ ゆめぽりすセンター
第7回	12月 17日(金)	13:00~ ゆめぽりすセンター